

登山中の事故を補償

外あそびレジャー保険

(総合傷害保険)

当日加入OK!



登山中のケガも迷子も補償！ 出かける前に「外あそびレジャー保険」

外あそびレジャー保険は、登山中のケガや迷子・遭難といったリスクに
幅広く対応できる専用の保険です。



特徴1

登山中のケガを補償！ お支払いもスピーディ！

ケガをした部位(身体の一部)とその症状(ケガの内容)に応じて保険金のお支払い額を決定すること、入院中等で治療が終了していない場合でも迅速に保険金をお支払いします。
(保険期間中であれば、日常生活の事故も対象となります)



特徴2

日常生活での迷子・行方不明から、アウトドア活動中の 遭難までの捜索・救助費用を幅広く補償！

日常生活での行方不明や迷子から、アウトドア活動中の遭難事故の際に発生する捜索費用を幅広く補償します。



特徴3

加入時の年齢制限がなく、子どもからお年寄り まで補償の対象者になります！

年齢制限がなく、子どもからお年寄りまで補償の対象者となるため、安心してご加入いただけます。

例えばこんなときにお支払い対象となります。

登山中に滑落して
足首を骨折した！

▼
下肢(足指以外)の骨折・脱臼

195,000円補償



夏山での登山で
熱射病にかかった！

▼
熱中症・熱射病

15,000円補償



登山中に
スズメバチに刺された！

▼
毒を持つ動物による咬傷・刺傷

30,000円補償



登山中の道迷い等により遭難した！

▼
捜索にかかる費用や、家族等の現地への移動費を支払った実額に応じて

最大300万円補償



保険料

	保険期間	保険料
個人型	7日	580円

加入対象年齢

契約者	被保険者
18歳以上	年齢制限なし

保険金額

ケガ ※詳細はP3をご覧ください
ケガをした部位(身体の箇所)とその症状(ケガの内容)に応じて 1名あたり 最大30万円
捜索・救助費用 ※詳細はP5をご覧ください
1名あたり 最大300万円 (遭難捜索追加費用と合算)

これまでのお客様の声を反映しました。



登山中にスズメバチに刺され不快な思いをしたが、加入している保険では保険金が支払われなかった。登山保険では補償の対象にしてほしい。



一般的な支払い事由にプラスして、「毒をもつ動物に刺された・噛まれた時」「熱中症・熱射病」等の、アウトドア活動中に起こりやすい事故を補償します。



普通の傷害保険にも加入しているので、登山保険に入ると補償内容の重複が気になる。



「外あそびレジャー保険」はケガをした部位と症状に応じて保険金をお支払いするため、入院や通院をした日数に応じて保険金をお支払いする一般的な傷害保険と重複した場合でもお支払いが可能です。

ケガの補償

ケガをした部位と症状に応じて、下記の通り保険金をお支払いします。
(医師による診断が必要となります。)

傷害部位・症状別保険金(円)

症状 \ 部位	頭部	顔面部			頸部	胸部、 腹部	背部、 臀部	上肢		下肢		全身 (注2)
		眼・歯 以外	眼	歯				手指 以外	手指	足指 以外	足指	
・筋、腱、靱帯の断裂 (完全な切断)	—	—	—	—	—	195,000	195,000	105,000	105,000	120,000	90,000	—
・骨折 ・脱臼	195,000	90,000	—	—	240,000	105,000	180,000	105,000	60,000	195,000	75,000	255,000
・欠損 ・切断	—	60,000	—	15,000	—	—	—	300,000	60,000	300,000	90,000	—
・頭蓋内・眼球の 内出血、血腫 (脳挫傷を含む)	300,000	—	90,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・神経の損傷または 断裂	300,000	120,000	180,000	—	120,000	—	120,000	120,000	90,000	120,000	90,000	—
・脊髄の損傷または 断裂	—	—	—	—	300,000	—	300,000	—	—	—	—	—
・臓器の損傷または 破裂(手術を伴うもの) ・眼球の損傷または破裂	—	—	180,000	—	—	270,000	—	—	—	—	—	—
・臓器の損傷または破裂 (手術を伴わないもの)	—	—	—	—	—	165,000	—	—	—	—	—	—
・毒を持つ動物による 咬傷・刺傷(注3)	30,000	30,000	—	—	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	60,000
・熱中症 ・熱射病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,000
・有毒なガスまたは物質 による中毒症状(注4)	30,000											

(注1) 同一の事故により被ったケガの部位・症状が上表の複数項目に該当する場合は、それぞれの項目のうち最も高い支払金額を適用します。

(注2) 上表の「全身」とは、同一の症状につき次の部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。

頭部、顔面部(眼、歯は含まず)、頸部、胸部または腹部、背部または臀部、上肢、下肢。

(注3) 細菌、ウイルス、真菌、寄生虫等の病原体による感染症を除きます。

(注4) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生もしくは発症する中毒症状をいいます。
この場合、部位にかかわらず3万円とします。

症状について(一例)

・筋、腱、靱帯の断裂(完全な切断)とは筋肉や腱・靱帯が完全断裂することをいいます。

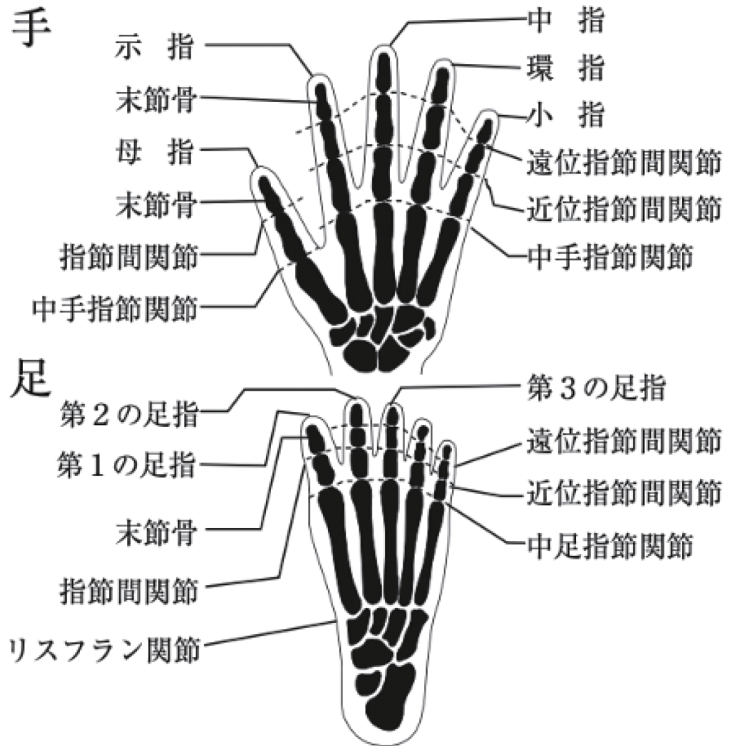
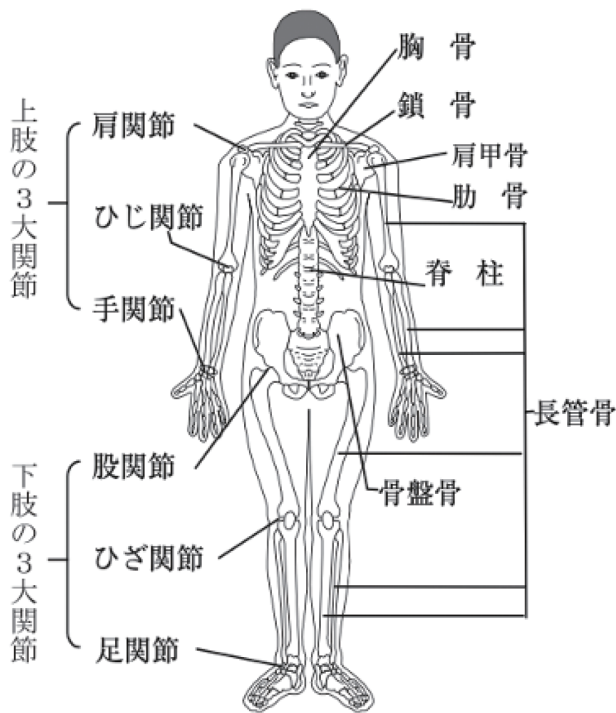
(例) 登山中にアキレス腱を断裂した。

・頭蓋内・眼球の内出血、血腫(脳挫傷を含みます)とは頭蓋内または眼球内の血管が切れて、出血することまたは血がたまることを言います。

(例) 転倒して頭を強く打ち、外傷性くも膜下出血を起こした。

部位について

「部位」「症状」は下図のように分かれており、大きなケガになるほど補償は手厚くなります。



保険金をお支払いする
主な場合

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合
(傷害部位・症状別保険金一覧に示すとおり)



保険金をお支払いすることが
できない主な場合

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 無資格運転、酒気運転、麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 妊娠、出産、早産または流産
- 外科的手術その他の医療処置
- 刑の執行
- 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除く)、核燃料物質等によるもの
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 誤嚥(ごえん)による事故、入浴中の溺水
- 医学的他覚所見のないもの
- リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注1)操縦(注2)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注3)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動
- 競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます)の間の事故など

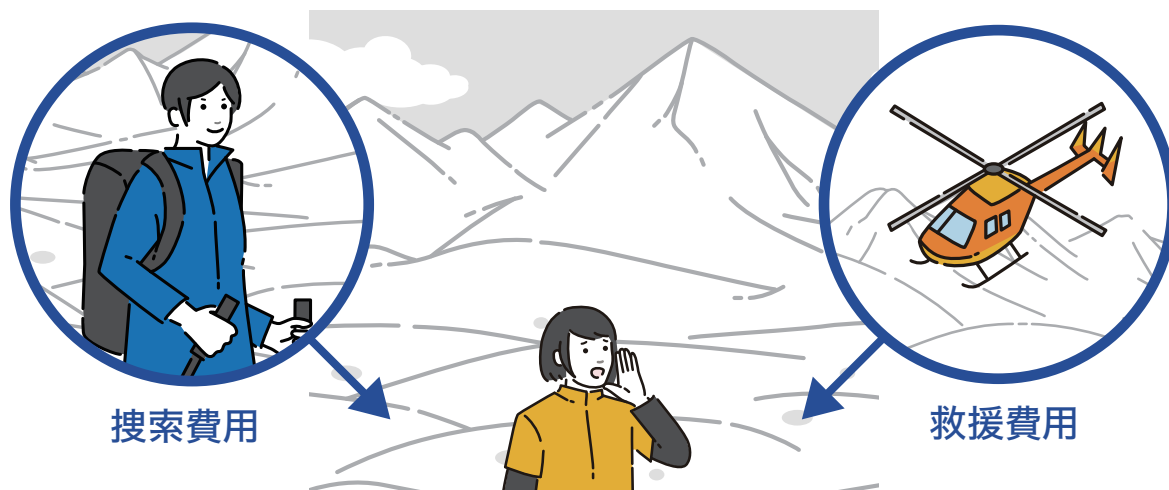
(注1) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注2) 職務として操縦する場合を除きます。

(注3) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。

遭難捜索の補償

自宅外での活動中の迷子・行方不明・遭難で、
捜索・救出のために被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。



遭難捜索費用

1名あたり 最大300万円

(遭難捜索追加費用と合算)

※遭難捜索追加費用: 1名あたり 最大30万円

保険金の種類	○ 保険金をお支払いする 主な場合	✕ 保険金をお支払いすることが できない主な場合
遭難捜索費用 (遭難捜索費用拡張補償) 保険金	日本国内において自宅外での活動中に 遭難し被保険者またはその親族が 捜索・救助費用等を負担した場合(注1)	●P4に記載の部位症状別保険金の 「保険金をお支払いすることができない 主な場合」と同様
遭難捜索追加費用 (遭難捜索費用拡張補償 における追加費用補償) 保険金	日本国内において自宅外での活動中に 遭難し被保険者またはその親族が 捜索・救助に伴う交通費・宿泊費等の 諸経費を負担した場合(注2)	●P4に記載の部位症状別保険金の 「保険金をお支払いすることができない 主な場合」と同様

(注1) 被保険者または被保険者の親族および法定代理人等が費用を負担する日数は、救出もしくは捜索活動が連続的であるか断続的であるかにかかわらず、合計で14日間を限度とします。

(注2) ①交通費: 救援者が、現地に赴くために利用する公共交通機関等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。

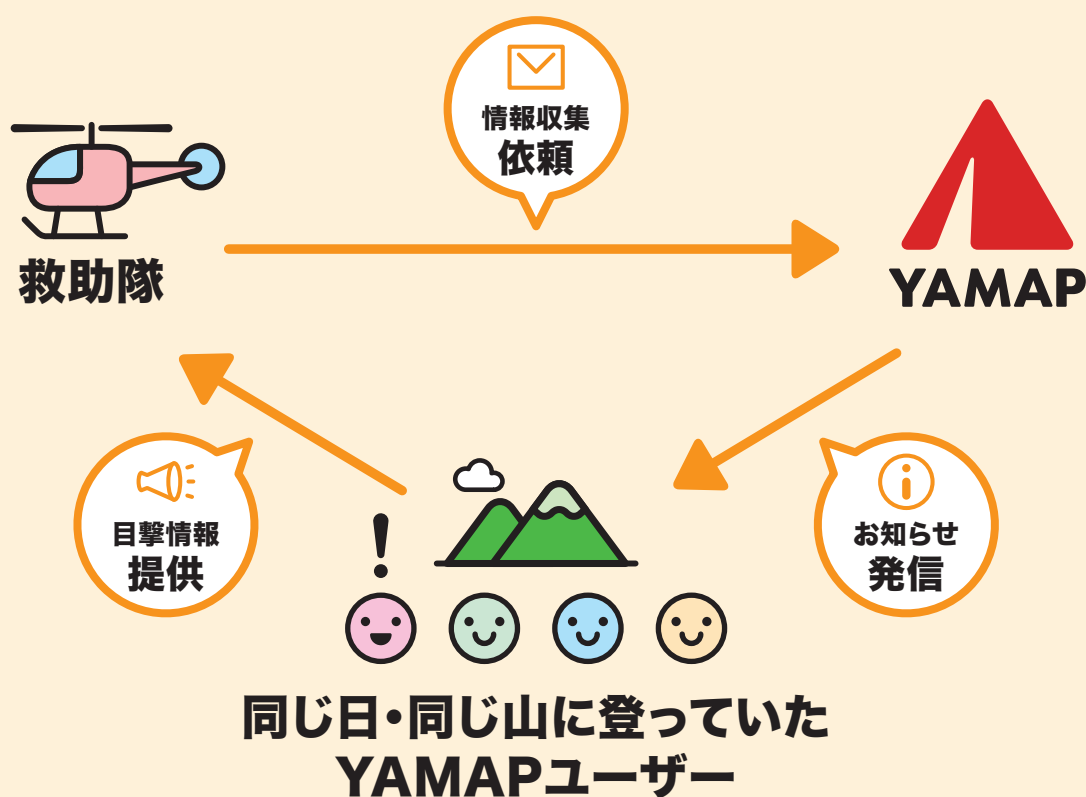
②宿泊施設の客室料: 現地および現地までの行程において救援者が利用した宿泊施設の客室料をいい、救援者2名分、かつ、14日分を限度とします。

③諸雑費: 救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費をいい、3万円を限度とします。

付帯サービス 目撃情報収集機能

保険の対象となる方が遭難・迷子または行方不明等になった場合、周辺にいたYAMAPアプリユーザーへ情報提供を依頼。集まった情報をご家族や公的機関等へ提供することで、捜索時間の短縮や捜索費用の削減をサポートします。

ご家族や救助隊がYAMAPに連絡を入れた際の 目撃情報収集の仕組み



もしもあなたが遭難してしまったとき、同じ日に同じ山に登っていたYAMAPのユーザーに連絡し、あなたを目撃した人がいないか情報を募って捜索に活用します。

**利用者数No.1※のYAMAPだからこそできる、
YAMAPグループの保険だけのサービスです。**

※2024年10月登山アプリ利用者数調査[App Ape調べ]

お申し込み方法



募集代理店のWEBサイトよりご加入いただけます。

<https://yamap.com/insurance/sotoasobi>

お申し込み前にご確認ください

- 1.当保険と補償範囲を同じくする、他社の保険契約に加入している場合は他社の保険契約の内容により、当契約と補償が重複する場合がございます。
- 2.保険の対象となる方の職業は、下記に掲げる当社が「危険とする職業」に当てはまりますか？
オートテスター※1、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手※2、猛獣取扱者※3、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手※4、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

※1テストライダーをいう ※2水上オートバイを含む ※3動物園の飼育係を含む ※4レフリーを含む

※上記の職業及び同程度またはそれ以上の危険を有すると当社が判断する職業に従事している場合は、ご加入いただけません。
ご不明な場合はお問い合わせください。

もしも保険金支払事由が発生したら

- 事故が発生した場合は、遅滞なく当社または取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、法定相続人等により代理で保険金を請求できるケースがございますので、下記お問い合わせ窓口までご連絡をお願いいたします。

保険金支払事由が発生した場合のお問い合わせ

TEL **0800-100-0547**

受付：9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

商品に関するお問い合わせ

TEL **0800-111-0198**

受付：10:00～13:00 14:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

お問い合わせフォームは
こちら



保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

ヤママップネイチャランス損害保険は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。ヤママップネイチャランス損害保険との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

03-4332-5241（全国共通）

【受付時間】平日 9:15～17:00（土日祝日・年末年始を除く）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

このパンフレットは「外あそびレジャー保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、約款および重要事項説明書をご覧ください。またご不明な点は、取扱代理店および当社までお問い合わせください。

【取扱代理店について】

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

株式会社ヤママップネイチャランス損害保険

〒905-2173 沖縄県名護市字久志547番地5 みらい5号館102

〈公式ウェブサイト〉

<https://yamap-naturance.co.jp/>

【お問い合わせ先】

取扱代理店／株式会社ヤママップ

〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目5番13号 8東洋海事ビル4階

承認番号YN24-121 2026/07/14追認